

第3章 地域福祉推進の基本理念と原則

1. 地域福祉推進の基本理念と目指す将来像

この計画は地域福祉を推進するための指針となるものであり、計画を確実に推進していくためには、目標とする将来の奈良市の姿を描き、計画を推進する上での基本的な目標や方向性を明らかにすることが必要です。

奈良市第4次総合計画では、都市の将来像として、「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」を掲げ、その実現に向けて具体的に取り組むまちづくりの基本方向を示しています。

地域福祉計画では、この基本方向を実現するための基本理念として「支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり」を掲げ、社会福祉法上の「福祉サービスの基本理念（第3条）」や「地域福祉を推進する主体と目的（第4条）」についての規定を踏まえた「人権尊重」、「共生社会の実現」、「自分らしさの確立」の3つのキーワードを構成要素として、市民生活の将来像を次のとおりとしています。

《基本理念》

支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり

《市民生活の将来像》

◆住民だれもが、互いの人権を尊重し、支えあうことができるまち

住民のだれもが、同じ地域に暮らす住民として、日常的な対話と交流を大切にしながら、連帯して暮らしを守っていくことにより、互いの人権を尊重し、支えあうことのできるまちづくりをめざします。

◆住民だれもが、地域の一員として、自らの役割を發揮できるまち

住民のだれもが、経済や政治、文化などのあらゆる側面で、地域の一員として参加していくノーマライゼーションの理念を大切に、互いに尊重しあう関係の中で、自らの存在を確認し役割を發揮できるまちづくりをめざします。

◆住民だれもが、健やかに、安心と生きがいあるくらしができるまち

住民のだれもが、社会的にも精神的にも身体的にも健康で日々を過ごしていけるような生活の質の向上と、安心と生きがいをもって暮らし続けることができる地域生活を保障していくまちをめざします。

2. 地域福祉推進の原則

上記の基本理念を実現していくため、次の3点を地域福祉を推進していく上での原則とします。

I 住民参加による住民自治・地方自治の推進

地域に適したサービスは、その地域に住んでいる住民が一番良く理解していることから、自分たちの住む地域をより住みやすくするためには、住民一人ひとりの主体的な参加によって地域福祉を推進していく必要があります。

また、一人でも多くの住民が地域福祉活動などの暮らしに根ざしたまちづくり活動に参加することは、自治の担い手を育むことにつながります。生活上の課題を抱える人や世帯の問題を「他人ごと」で済ませることなく、「お互いさま」として受け止め、取り組むことが住民自治、地域福祉活動の原点です。誰もが「担い手」であり、誰もが「受け手」であるような地域のつながりを再構築することで、支え合うことが期待されます。

II 保健福祉サービスの積極的な整備・拡充

安心して健康に暮らせるまちづくりを実現するためには、住民同士がお互いに力を合わせていくことが大事ですが、同時に、行政によるきめ細やかなサービスの提供と、市民だれもが気兼ねなくサービスを利用できる環境が必要です。

新たな生活課題の広がりに対して、柔軟に対応していける行政サービスのあり方の検討や、医療・保健・福祉や教育、生活基盤整備などの連携、さらには労働問題対策も視野に入れた総合的かつ体系的な施策展開が求められています。

III 行政と民間との連携・協働

行政には、住民がかかえる地域福祉の課題に対応して、保健福祉施策の総合的展開を図り、地域における保健福祉サービスの健全な発展やサービスの利用促進につとめる責務があります。加えて、これからの行政は、地域住民による地域福祉活動がもっと活発になるような支援に努め、ボランティア活動や地域の支え合いが進むように取り組んでいくことが重要です。

また、行政と民間企業との協働は、単に個々の地域課題の解決をもたらすだけでなく、協働事業を通じて、異なる組織の経験や知識が相互に刺激を与え、全く新しい

発想のもと、住民ニーズに一層合致したサービスが新たに生み出されることが期待できます。

行政は、次に挙げる地域の担い手と互いに連携・協働をして地域福祉を推進していきます。

①住民

地域住民は、保健福祉サービスの利用者であると同時に地域福祉活動の担い手です。お互いに支えあい、助けあい、つながりを作りなおしながら生活課題の解決に取り組んでいく福祉のまちづくりの主体です。

②社会福祉に関する活動を行う人びと

身近な地域で自主的・主体的な福祉活動に取り組んでいる個人や団体です。民生・児童委員、地区社協会員、万年青年クラブ（老人クラブ）などのほか、近年ではNPOやボランティア団体をはじめ、家族介護者や障がい者等の当事者団体の活動があります。

③事業者

住民の生活課題に応え、安心して利用できるサービスを提供していくのが事業者の役割です。その提供主体は、従来からの社会福祉法人のほか、介護保険制度や障がい者の支援費制度の創設によって、NPOや営利法人などが急速に増加しています。

④社会福祉協議会

●市社会福祉協議会

市社協は、社会福祉法によって住民参加による地域福祉推進の第一線機関として位置づけられており、また、事業者としての側面も兼ね合わせています。

市社協の「地域福祉活動計画」は、住民自らが暮らしの声に耳をかたむけ、地域福祉活動を推進していくための目標と活動課題を提起したものです。地域福祉計画をはじめ、行政による保健福祉の施策や制度と連携し、協働を図ることが大切です。

●地区社会福祉協議会

地区社協は、住民参加による地域福祉活動を通じて地域のふれあいを高めるとともに、問題解決のための取組を行っています。自治体、民生委員、ボランティアグループ、当事者施設、社会福祉施設等から構成され、地域に根ざした福祉活動を行っています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

行政と民間との連携・協働のイメージ図

